

1 ×

商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合であっても、その行為は、本人に対してその効力を生ずる。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知らなかつたときは、代理人に対して履行の請求をすることを妨げない（商法 504 条）。商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合、原則として本人に対して効力が生じることとなるが、善意無過失の相手方は、代理人に対して履行の請求をすることができる。この場合、相手方の選択によりどちらかを主張することができ、一方を選択するときは、他方は主張できなくなる（最大判昭 43.4.24、多数説）。本人および代理人が連帯して履行の責任を負うわけではない。

2 ×

商法 504 条。原則として本人に対して効力を生ずる。

3 ×

ア参照。

4 ×

ア参照。

5 ○

ア参照。

ア ○

「設立に際して出資される財産の価額又はその最低額」は定款の絶対的記載事項である（会社法 27 条 4 号）。

イ ○

「発起人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。ただし、発起人全員の同意があるときは、登記、登録その他権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、株式会社の成立後にすることを妨げない。」（会社法 34 条 1 項）。

ウ ○

出資の履行をすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができない（会社法 35 条）。

エ ×

設立時募集株式の引受人は、払込みの期日または払込期間内に、発起人が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの設立時募集株式の払込金額の全額の払込みを行わなければならない（会社法 63 条 1 項）。設立時募集株式の引受人は、当該払込みをしないときは、当該払込みをすることにより設立時募集株式の株主となる権利を失う（同条 3 項）。

オ ×

現物出資は発起人にのみ認められている。設立時募集株式の引受人は現物出資は認められていない（会社法 58 条 1 項 3 号、63 条 1 項、34 条 1 号参照）。

1 ×

株主（株式会社がその総株主の議決権の4分の1以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することができる関係にあるものとして法務省令で定める株主を除く。）は、株主総会において、その有する株式1株につき1個の議決権を有する（会社法308条1項）。6か月の保有期間は不要である。

2 ×

総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の100分の3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主または発行済株式（自己株式を除く。）の100分の3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、会計帳簿の閲覧請求をすることができる（会社法433条1項）。6か月の保有期間は不要である。

3 ×

株式会社の株主等（株主、取締役または清算人（監査役設置会社にあっては株主、取締役、監査役または清算人、指名委員会等設置会社にあっては株主、取締役、執行役または清算人））は、新株発行無効の訴えを提起することができる（会社法828条1項2号、2項2号）。6か月の保有期間は不要である。

4 ×

株式会社の株主等（株主、取締役または清算人（監査役設置会社にあっては株主、取締役、監査役または清算人、委員会設置会社にあっては株主、取締役、執行役または清算人））は、株主総会の決議の取消しの訴えを提起することができる（会社法831条1項）。6か月の保有期間は不要である。

5 ○

6か月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主は、取締役の責任を追及する訴えを提起することができる（会社法847条1項）。

ア ×

取締役会は、各取締役が招集する（会社法366条1項）。

イ ×

本肢のような規定はない。株主総会と異なり、取締役会の招集通知には議題を示すことを要しない（会社法298条4項、298条1項2号、368条参照）。

ウ ○

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う（会社法369条1項）。

エ ○

特別の利害関係を有する取締役は、取締役会の決議の議決に加わることができない（会社法369条2項）。

オ ○

取締役会の決議に参加した取締役であって取締役会の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する（会社法369条5項）。

ア ○

取締役会設置会社ではない株式会社の株主総会は、会社法に規定する事項および株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる（会社法 295 条 1 項）。

イ ○

株主は、取締役に対し、一定の事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。）を株主総会の目的とすることを請求することができる（会社法 303 条 1 項）。

ウ ×

株式会社には、1人または2人以上の取締役を置かなければならない（会社法 326 条 1 項）。つまり、株式会社の取締役は1人いれば足りる。なお、取締役設置会社は3人以上の取締役が必要となる（会社法 331 条 5 項）。

エ ○

株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない株式会社においては、この限りでない（会社法 331 条 2 項）。

オ ○

取締役は、取締役が自己または第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとする場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならぬ（会社法 356 条 1 項 1 号）。